

高活協通信(2025年2月号)

発行：一般社団法人 高齢者活躍支援協議会

<http://www.agenomics.org>

◆◆◆高活協ニュース◆◆◆

■お知らせ

- 今月の“「定年後の仕事」情報欄”は、「31.9%の企業が70歳までの就業確保措置実施済み」です。
- 高活協ホームページを更新しました。
 - ・「高活協ホームページ」の URL は以下の通りです。

<http://www.agenomics.org>

高活協は会員の皆様に毎月 1 回「高活協通信」を配信させていただいております。この通信活動を会員の皆様と高活協とのコミュニケーションの機会とさせていただきたく考えております。つきましては、皆様のご意見や提供したい話題などがございましたら、本配信メールへの返信にてお寄せいただければ幸いです。

■2025年1月の主な活動

- 高活協は現在、比較的少人数の会議・イベント等、あるいは ZOOM 等を利用したオンラインの会議・イベント等を適宜実施しております。
- 2025年1月17日、高活協が加盟している高齢社会 NGO 連携協議会(高連協)の設立 25 周年記念イベントの内容に関する詳細な協議が行われました。その結果、記念イベントは、今年 6 年ぶりに改訂された高齢社会対策大綱を巡る討論会(第 1 部)と、高連協加盟団体を中心とした交流会(第 2 部)の 2 部構成とし、開催日は 2025 年 2 月 18 日(火)、会場は増上寺の慈雲閣とする。またゲストとして、高齢社会対策大綱の策定を所管する内閣府の政策統括官、および高齢社会に関する有識者である辻哲夫元厚生労働事務次官をお招きすることが正式に決定されました。
- 今月の“「定年後の仕事」情報欄”では、「31.9%の企業が70歳までの就業確保措置実施済み」を掲載しました。
- 高活協ホームページの「アーカイブ」ページに、「高活協通信(2025年1月号)」を掲載しました。
- 2025年1月、生涯現役社会の実現に向けた行政や企業などの動向に関する情報収集を行いました。なお、「◆◆◆生涯現役社会の実現に向けてー トピックス◆◆◆」のコーナーでは、“「定年後の仕事」関連情報”を適宜掲載しています。

◆◆◆高活協主催/共催イベントの紹介◆◆◆

■これまで高活協が主催した(共催含む)イベントの報告書/記録集

過去に高活協が主催・共催したイベント(シンポジウム、セミナー/フォーラム)の報告書や記録集は、高活協ホームページの「高活協アーカイブ」ボタンをクリックしてご覧になれます。(ホームページは下記 URL)

<http://www.agenomics.org/>

◆◆◆高活協会員関連イベント等のご紹介◆◆◆

会員のご希望があればご紹介記事を適宜掲載させていただく予定です。

◆◆◆生涯現役社会の実現に向けて – トピックス◆◆◆

生涯現役社会は、「職業寿命」「社会活動寿命」「健康寿命」「資産寿命」という 4 つの寿命の延伸が相乗効果をもたらす社会、すなわち「それぞれの寿命の伸びが相互に他の寿命も伸ばす」という好循環がもたらされる社会です。そんな生涯現役社会の実現に向けた最近の動きを紹介していきます。

■ちょっとした話 – 「高年齢者雇用安定法」を改めて確認

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号。以下「高年齢者雇用安定法」という。)」では、65 歳までの雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう、企業に義務付けています。加えて、70 歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置(高年齢者就業確保措置)を講じるように努めることを企業に義務付けています。

■「定年後の仕事」情報欄

○2021 年 4 月から施行された改正高年齢者雇用安定法(=70 歳就業法)では、定年後の継続雇用だけでなく、継続的な業務委託や社会貢献活動への支援といった措置も選択肢になっており、高齢者の多様な働き方を後押ししています。

○今後このトピックスのコーナーでは、「定年後の仕事」に関連した情報を適宜掲載していきます。高齢者の就業を考える際の参考にしていただければ幸いです。

31.9%の企業が「70歳までの就業確保措置実施済み」

厚生労働省は 2024 年 12 月 20 日、従業員 21 人以上の企業 23 万 7,052 社からの報告に基づき、令和 6 年「高年齢者雇用状況等報告」(6 月 1 日現在)の集計結果を取りまとめ公表しました。既に義務化されている 65 歳までの雇用確保措置を実施済みの企業は 99.9%で、措置内容の内訳は「継続雇用制度の導入」が 67.4%(前年比 1.8 ポイント減少)、「定年の引上げ」が 28.7%(同 1.8 ポイント増加)でした。また、2021 年4月に努力義務化された 70 歳までの就業確保措置の実施状況、および企業における定年制の状況は以下の通りとなっています。

1、70 歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

(1) 70 歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

高年齢者就業確保措置(以下「就業確保措置」注1という)を実施済みの企業(75,643 社)は、報告した企業全体の31.9%[2.2ポイント増加]で、中小企業では32.4%[2.1ポイント増加]、大企業では25.5%[2.7ポイント増加]であった。

(2) 就業確保措置を実施済みの企業の内訳

就業確保措置を実施済みの企業(75,643 社)について措置内容別に見ると、報告した企業全体のうち、定年制の廃止(9,247 社)は3.9%[変動なし]、定年の引上げ(5,690 社)は2.4%[0.1ポイント増加]、継続雇用制度の導入(60,570 社)は25.6%[2.1ポイント増加]、創業支援等措置の導入(136 社)は0.1%[変動なし]であった。

注1 就業確保措置：高年齢者雇用安定法第10条の2に基づき、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主または65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。)を導入している事業主は、その雇用する高年齢者について、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、65歳から70歳までの就業を確保するよう努めなければならない。①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入、④業務委託契約を締結する制度の導入、⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入(事業主が自ら実施する社会貢献事業または事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業)

注2 創業支援等措置：注1の就業確保に係る措置のうち、④業務委託契約を締結する制度の導入及び⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入という雇用以外の措置を創業支援等措置という。

2、企業における定年制の状況報告した企業における定年制の状況

- ・ 定年制を廃止している企業(9,247 社)は3.9%[変動なし]
- ・ 定年を60歳とする企業(152,776 社)は64.4%[2.0ポイント減少]
- ・ 定年を61～64歳とする企業(6,930 社)は2.9%[0.2ポイント増加]
- ・ 定年を65歳とする企業(59,693 社)は25.2%[1.7ポイント増加]
- ・ 定年を66～69歳とする企業(2,716 社)は1.1%[変動なし]
- ・ 定年を70歳以上とする企業(5,690 社)は2.4%[0.1ポイント増加]

70歳までの就業確保措置を実施済みの企業は3割を超え着実に増えているようですが、その内訳をみると、「定年の引上げ」と「継続雇用制度の導入」だけが増えており、「定年制の廃止」と「創業支援等措置」は変動なしとなっています。この傾向が今後も続くと仮定すると、65歳を定年とし、それ以降70歳までは再雇用等による継続雇用制度の導入を選択する企業が増えていくのではないかと思います。結局、現在の「60歳定年、65歳まで継続雇用」の企業が多い状況から、「65歳定年、70歳まで継続雇用」の企業が多い状況に移行していく流れではないかと思います。

◆◆◆「高齢者就労関連サイト」紹介コーナー◆◆◆

■高齢者雇用の総合誌『エルダー』のご紹介

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が発行する高齢者雇用の総合誌「エルダー」に関する情報は、下記の URL からご覧いただけます。

[啓発誌「エルダー」 | 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 \(jeed.go.jp\)](http://jeed.go.jp)

◆◆◆ ◆◆◆

配信先メールアドレスの変更をご希望の方、また配信が不要な方は高齢者活躍支援協議会・事務局までご連絡ください。

本通信に対するご意見やご感想をお聞かせください。

また、本通信に掲載してほしい情報等がありましたら、ぜひご連絡ください。

一般社団法人高齢者活躍支援協議会

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 17-2 兜町第 6 葉山ビル 4 階

TEL: 03-6555-3926 HP: <http://www.agenomics.org>
